

「IPアドレス割り当て等に関する規則」改定新旧対照表

	改定前	改定後
(1) IPアドレス維持料の請求サイクルに伴う変更点		
別表の5	IPアドレス維持料は、4月1日0:00をもって計算されたIPアドレス数の総量に基づいた維持料を6月末に当センターより請求し、翌々月末日限り、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。	IPアドレス維持料は、毎年10月1日0:00をもって計算されたIPアドレス数の総量に基づいた維持料をその月に当センターより請求し、その翌月末日限り、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。
		IP指定事業者は、IPアドレス維持料について支払い期日を過ぎても支払いがされない場合、未払IPアドレス維持料に対する支払期日の翌日から支払の日まで年14.5パーセントの割合で計算される金額を延滞利息として、IPアドレス維持料に付加して当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。
(2) IPv6アドレス追加割り振り手数料の算出方法の変更点		
第28条 第3項	IP指定事業者は、IPv6アドレスの追加割り振りにおいて、既に割り振りを受けているアドレス空間を含むアドレス空間の追加割り振りを受けた場合は、既に割り振りを受けている空間を含んだ全体のアドレス空間に応じた基準値にしたがい割り振り手数料を支払う。	削除